

岐阜県企業立地促進事業補助金交付要綱等の改正について

H23.12 岐阜県企業誘致課

【改正の趣旨】

急激な円高等を背景とした企業流出を防ぎ、県内への企業立地設備投資を促進するため、補助制度を拡充する。

【改正内容】

1. 既存敷地内増設事業の補助対象化

既に操業している事業所が存在する敷地の同一敷地内（空きスペース等）での工場等増設事業について、これまでは補助対象外としていたが、制度改正により補助対象とする。

2. 国補助金等の併用可能化

平成23年度国補正予算事業等において企業に対する設備投資補助が拡充されたこと等をふまえ、これまで併用不可としていた当補助金と国補助金との併用を可能とする。

3. その他

県営工業団地における企業間転売等の場合の取扱い（県営工業団地の宅盤を取得した企業が転売等をする場合は、当補助金制度上は県営工業団地には該当せず、県営工業団地以外として取り扱うこと）を明記。

【施行時期】

- ・平成23年12月20日施行
- ・平成23年12月20日以後に県への指定申請又は承認申請を行う事業（かつ、国補助を受ける事業については、平成23年12月20日以後に国補助金の採択を受ける事業）から適用